

令和8年度 熊本県立大学 環境共生学部 環境共生学科 食健康環境学専攻
社会人選抜 小論文 出題意図

私たちは日常の買い物で容器包装された加工食品（菓子類・飲料・コンビニ弁当など）を手にする機会が多くある。食品表示法に基づき、令和2年4月1日から容器包装された加工食品に栄養成分表示が義務づけられ、食品選択に資する情報を入手できる環境が整備された。しかし、人々（消費者）が望ましい食生活をする際の食品選択において、栄養成分表示が十分に活用されているとは言えない。

容器包装された加工食品の栄養成分表示に関する問いを通じて、社会の中に存在する健康・栄養問題に対して関心や問題意識を持っているかを評価する。さらに、消費者、食品加工事業者の双方の視点で、活用しやすい栄養成分表示にするための対応策を考えることができる思考力を問うものとした。

<解答指針>

「図 消費者における栄養成分表示の参考の程度」から性別・年代別に参考の程度に違いがあることを読み取る。図から読み取ったことを踏まえて、消費者全体、さらに性別、年代別の特性に応じた具体的な対策について記述があるものを模範解答と想定している。実現可能性が高い対策、独創的な対策の記述があった場合は加点をする。